

女性差別撤廃条約審査について

千葉県弁護士会会員

鈴木 隆文

Suzuki, Takafumi

はじめに

国連女性差別撤廃条約（以下「同条約」という。）は、あらゆる分野のいかなる形態の女性差別をも撤廃することを目指し、1979年に国連総会において採択された条約であり、日本は1985年に批准をしている。同条約は、形式的な平等だけではなく実質的平等を、また無差別の原則を掲げ、また、差別撤廃における締約国の義務（一般的勧告28号を参照）を明記した点が特徴である。

1 審査の概略¹⁾

政府報告書審査のための委員会会期において、NGOが委員会等に対して広範囲かつ積極的な情報提供を行うことができる²⁾。2016年2月16日の締約国審査においては、委員会と日本政府との建設的対話が実施された³⁾。

条約締約国は、同条約18条に基づいて国連宛に条約の履行状況の定期的な報告義務が課されている。そして、報告書が提出されると、国連内に設置された条約機関である女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）が、提出された報告書に基づき締約国政府との建設的対話を踏まえた審査を行う⁴⁾。委員会は、各国での履行状況を評価する専門家で構成されており⁵⁾、条約審査及び履行のあらゆる場面で、NGOの活

動が重視されている。

日本の第7・8次締約国報告書⁶⁾は、2014年9月に提出され、その審査は、2016年2月16日、ジュネーブでの第63会期委員会において実施された。報告書提出から、審査までのプロセスは次のとおりである。

審査に先立ち、事前作業部会で報告書を踏まえた課題リスト（List of issues）が作成される⁷⁾。事前作業部会の前には、多くのNGOが委員会に対して、政府報告書の問題点やNGOの視点での事実認識等の情報提供ができる⁸⁾。この事前作業部会を経て、締約国に対する追加的情報提供を求める課題リストが発表され、締約国は更に課題リストに対する回答を提出する。この回答書の提出の際も、NGOがこれに先立ち情報提供することができる⁹⁾。

2 総括所見

審査後は、条約をより効果的に履行するための総括所見（Concluding Observations）が発表される。今回は、2016年3月に総括所見が発表された。総括所見における勧告は、以下のとおりであるが、その大半は事前の課題リストにおいて指摘された事項である。

（1）条約履行全般にかかるもの

条約の全履行における国会の役割¹⁰⁾を強調

1) 過去の条約審査に関する資料は、下記の日弁連のウェブサイトの国際人権ライブラリに掲載されている。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/woman_report.html

2) 第63会期中は、筆者らが日弁連より派遣され、公式・非公式に広範囲かつ積極的な情報提供を行った。

3) 審議の要約（summary report）、日本政府代表のステートメントや質疑応答は、以下を参照されたい。

http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/JPN/CEDAW_C_SR-1375_24489_E.pdf
http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/JPN/CEDAW_C_SR-1376_24490_E.pdf
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/>

4) 条約第20条 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

5) 2015年度から林陽子会員（第二東京弁護士会）が委員長を務めている。

6) http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=1007&Lang=en 参照

7) 今回の作業部会は2015年7月にジュネーブで開催された。

8) 日弁連も、日弁連報告書（2015年3月提出）やジュネーブでの口頭報告等を通じて情報提供をした。

9) 2016年1月下旬にも、日弁連はじめ多くのNGOが課題リストに対する更なる情報提供をした。

し、総括所見の履行に必要な措置（7項）、条約規定の完全な国内法化¹¹⁾、法曹等の研修、選択議定書に関する批准の検討・法律専門家の研修（9項）、差別の定義の早急な採用¹²⁾（11項）、差別的法規の改正¹³⁾と法による保護¹⁴⁾（13項）、パリ原則に従った国内人権機関の明確な期限を定めての設置（15項）、ジェンダー主流化及び国内本部機構の強化（17項）が勧告されている。

また、選択議定書の批准¹⁵⁾（50項）、北京宣言・行動綱領の活用（51項）、アジェンダ2030の履行過程を通じての平等の実現（52項）、条約と総括所見の周知普及（53項）、他の中核的人権条約の批准（54項）等について勧告された。

（2）有害な慣行や暴力・搾取の解消に関する

差別的なステレオタイプの是正や性暴力を助長する商品の規制、教科書のジェンダーステレオタイプの撤廃等、マイノリティ女性に対する攻撃等の禁止、処罰法制定や偏見をなくす措置（20、21項）、性犯罪についての刑法改正¹⁶⁾、移住女性のDVからの保護、DV防止法の適用範囲をすべての家族形態に広げること（22、23項）、人身取引・買春からの搾取に対する監督・規制等（26、27項）が勧告された。日本軍

「慰安婦」問題については、被害者の救済への権利を認識したうえでの補償・謝罪等、教科書等歴史教育への十分な情報提供等（28、29項）が勧告されている¹⁷⁾。

（3）暫定的特別措置

政治的・公的活動分野での平等な参画に向けた暫定的特別措置の採用、あらゆる分野での女性の参画が3割を超えるような効果的施策、マイノリティ女性が意思決定に占める割合を増やす措置（30、31項）、伝統的に女性向きでないとされた分野への履修の奨励、教員等の女性割合の増加、性教育のカリキュラムへの組入れとバッシングへの対処、マイノリティ少女の教育へのアクセスの保障と暴力やいじめへの対処等（32、33項）、雇用・労働分野での構造的不平等の解消と同一価値労働同一賃金原則の実施による賃金格差の縮小、家族的責任のための施策、セクシュアル・ハラスメント等の禁止・制裁と救済の保障、マイノリティ女性についての情報の必要性、未批准ILO条約の批准検討（34、35項）等が勧告されている。健康については、刑法墮胎罪の削除、妊娠中絶の際の母体保護法による配偶者同意要件の削除、人工妊娠中絶を合

-
- 10) 委員会が2010年の第45会期で採択した国会議員との関係に関する声明参照。
<http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/CEDAW/Statements/Parliamentarians.pdf>
 - 11) 委員会は、2014年3月28日に東京高等裁判所が、本条約は直接適用可能性ないし自動執行力を持つものと認めないと判断したことについて懸念を示している。
 - 12) 条約1条では、「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性（婚姻をしているかいないか）を問わない。」が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」とされているのに対して、日本では、これまで改正はされてきたものの、男女雇用機会均等法施行規則を改正する省令等においてきわめて限定的な記載がされているのみである。
 - 13) 民法改正については、婚姻最低年齢を男女ともに18歳とすること、選択的夫婦別姓制度の採用、女性の再婚禁止期間の廃止が勧告された。また、婚外子については全登録事項の差別解消や社会的差別の解消や差別からの保護が勧告された。
 - 14) 包括的差別禁止法の制定やマイノリティ女性に対する暴力や嫌がらせからの保護が勧告された。
 - 15) 日本政府はいまだどの人権条約についても個人通報制度を受け入れていない。日弁連では、日本政府に対し、人権諸条約上の個人通報制度を速やかに受け入れるよう求めている。
 - 16) 総括所見で指摘された、配偶者による強姦の明記、限定なしの近親姦規定、性交同意年齢の引上げ等は、法制審議会に対する諮問事項から外されている。<http://www.moj.go.jp/content/001162242.pdf>
 - 17) 政府は建設的対話において、条約批准前の行為であるとして条約審査の対象外であるはずと強弁したが、委員会は被害者の権利侵害は継続していると反論した。

法とする適用事由の拡大、自殺対策等（38、39項）、農林漁村の女性の参画と家族的経営の女性労働を税法上も認めること（42、43項）、マイノリティ女性の複合的・分野横断的差別の根絶（46、47項）等も勧告された。

（4）新たな分野での勧告

上記項目は、ほとんど前回の総括所見においても勧告がなされている¹⁸⁾。他方、新たな分野での勧告もなされた。（旧）優生保護法下での強制不妊手術についての調査や法的救済・補償等¹⁹⁾、災害関連では、原発事故汚染地域の避難指示解除に関する国際基準適合性や女性への医療等の提供（36、37項）、災害場面での女性の参画やジェンダー視点の盛込み（44、45項）等が勧告された。さらに貧困削減等の経済的・社会的分野の取組（40、41項）に関して、母子世帯・寡婦・障がいを持つ女性・高齢女性のニーズへの配慮、最低生活水準を保障する年金制度への見直し等が勧告された。また、離婚の際の経済的不平等の解消（48、49項）に関して、財産分与の基準となる包括的規定の採用、財産分与等における相手の経済的状況についての情報を入手できる保障、協議離婚における監護や養育費に対する司法的チェック等が求められた。

（5）フォローアップ事項

委員会は、（1）女性の婚姻適齢の引上げ、選択的夫婦別氏及び女性に対する再婚禁止期間の廃止（13項（a））、（2）マイノリティ女性に対するヘイトスピーチ等を禁止する法の制定（21項（d））及び（3）差別的なジェンダーのステレオタイプや偏見を根絶する取組の効果の監視と評価（21項（e））の3項目をフォローアップの対象

とし、2年以内に締約国である日本からの報告を求めている。

（6）総括所見の性質及び重要性

このような総括所見が発表されただけでは、女性差別の状況が自動的に改善されることはない。締約国は、総括所見で勧告された事項を優先的に履行することを通して条約を履行することが求められている。総括所見の拘束力の性質について議論はあるが、少なくとも、国連条約機関の総括所見は、条約そのものによって設置された条約の解釈に責務を負う機関による権威ある判断を示すものであり、総括所見の性質及びその重要性は、条約における条約機関の欠くべからざる役割に由来するものである。

3 弁護士に対するメッセージ

人権擁護を使命とする法律家の間では、女性差別撤廃条約は、知識としても、価値観としても、感覚としてもいまだにほとんど浸透していない。法的、制度的な形式的な不平等の認識だけでなく、日常生活でのステレオタイプの解消、身近な関係での暴力撤廃や身体についての自己決定の尊重とそのための機会の確保など、条約採択後に、ジェンダー主流化の中で確認された概念について十分な理解ができるといえないと、さまざまな分野でのさまざまな形態の女性差別、さらには複合差別について、その広汎な影響を見過ごしてはならない。他の人権よりも優先性が低いものと位置づけることも問題である。法律家が、女性差別撤廃条約とその理念を理解することが喫緊の課題である。

18) 今回の総括所見では「以前の勧告」が履行されていないという指摘が10か所程度なされ、さらにおおむね各項目について前回よりも踏み込んだ勧告がなされた。

19) この点については、1998年の自由権規約委員会において勧告がなされていたが、その後政府によって事実上放置されており、2015年には日弁連に人権救済の申立がなされたと報じられている。